

はしがき

この本は、法学セミナーで2019年4月から2021年9月まで連載していた「やさしい会社法」の原稿を基に、大幅に加筆・修正を加えて、会社法を一通り学べるような教科書の形にしたものです。

連載から一貫して掲げている目標は、会社法を初めて学ぶ人にも、また、会社での勤務経験のない人にもわかりやすく、挫折しないで勉強できる内容とすることであり、そのために、一貫したストーリー展開を通じて会社法の内容を平易に説明することを心がけています。

もっとも、本書のストーリーは、多分に現実離れしたところがあり、その設定自体、「それはどうなの？」と我ながら思うところも多数あります。そもそも、主人公（茂文）の営む事業が落花生の卸売業である必要性はこれっぽっちもありません。これは、先に述べた連載自体が、同じく法学セミナーのリレー連載企画における筆者の担当回（船津浩司「企業グループと組織再編」法セミ718号〔2014〕74-80頁）の場面設定を拡張するのが話が早いだらうというところからスタートした企画であり、そのリレー連載企画の原稿を執筆する際には、食事にもお菓子にも使える食材を取り扱っている業者にするのが都合がいいということで「ピーナッツ」を商号に入れたという、完全に行き当たりばったりな経緯によるものです。ですので、ストーリー設定のリアリティについてはあまり深く考えずに読んでいただけると幸いです。また、会社法のルールは長い歴史を経て形成されたものであり、時代遅れの感の否めないルールも存在するところ、現代の会社の舞台を借りてその説明することに違和感を覚える読者がいらっしやるかもしれません。この点については、必要に応じて該当箇所での注意喚起をしているつもりですが、そういった、現在の会社の実務の趨勢とは異なることをストーリーの中の会社がやっている可能性があることは心に留めておいていただけると幸いです。

本書が成るにあたっては、上記リレー連載企画と筆者単独での連載の開始時点で法学セミナーの編集長でいらした柴田英輔・現日本評論社取締役には大変

お世話になりました。本書の編集もご担当いただくことになり、筆者の「あれがやりたい、これがやりたい」というわがままにも一つひとつ丁寧にございました。本書が少しでもわかりやすいものとなっているとすれば、柴田さんのご尽力の賜物です。

そのわがままの一つに、「やさしい」と銘打っておきながらコワモテの表紙では様にならない」というものがあり、これについては、淵上恵美子さんにキャラクターや本文レイアウトのデザインをお願いしました。おかげさまで、「会社」や「法律」といった、世間一般にはお堅いイメージのあるテーマにもかかわらず、思わず手に取ってみたいくなる素敵なデザインの本が出来上がったことに感謝しております。

2024年2月

船津浩司

目 次

はしがき i

第0講 2つのプロローグ

——この本の読み方 1

- 1 ダブル主演 1
- 2 この本の読み方・使い方 3
 - [1] この本の読み方 3
 - [2] 裁判例と学説 4
 - [3] おさらい 5
- 3 登場人物 5
- 4 法令の構造と本書での表記 9
 - [1] 会社法とそれに関する省令 9
 - [2] 会社法以外の法令の略称 10
- 5 フォローアップサイト 10

第1講 会社とは、会社法とは

——会社（法）をめぐる基礎知識 12

- 1 会社法とは何か 12
- 2 会社とは何か 13
 - [1] 営利性 13
 - [2] 社団性 14
 - (i) 何の“集まり”か 14
 - (ii) 1人でも“集まり”といえるか? 15
 - (iii) 団体内部の自治 15
 - [3] 法人格 17
 - (i) 法人格の意味 17
 - (ii) 分離原則 20
 - (iii) 法人格否認の法理 21
 - (iv) 会社の活動方法と存在の確認方法 23

第2講 赤井銀行と関株主の皮算用

——株式会社法総説(株主有限責任と株主の残余権者性、株式の譲渡性)…… 25

- 1 会社の財務状況と出資者・債権者の利害状況 25
 - [1] 会社の事業運営が順調である場合 27
 - (i) 債権者の利害状況 27
 - (ii) 株主の利害状況 28
 - [2] 会社の事業運営がうまくいかなかった場合 29
 - (i) 債権者の利害状況 29
 - (ii) 株主の利害状況 30
 - [3] 小括 30
- 2 株主有限責任の機能とそれを支える諸制度 31
 - [1] 株主有限責任の機能 31
 - (i) 小規模投資の糾合 31
 - (ii) リスクは高いが社会的に有益な活動の促進 32
 - (iii) 留意点：実態との乖離をどう考えるか 32
 - [2] 株主有限責任を支える制度的基盤 33
 - (i) 情報開示 33
 - (ii) 債権者の引当てとなる会社財産の維持 34
- 3 株式とその譲渡性 35
 - [1] 株式の譲渡性 35
 - (i) 株主に払戻請求権は(原則として)ない 35
 - (ii) 株主の出資回収手段 37
 - [2] 譲渡性の制限 38
 - [3] 「公開会社」と「公開会社でない」会社 38

第3講 滋と関の扱いの差

——株式の性質、株主権、株主平等原則…… 41

- 1 株式とは何か 41
 - [1] 株式とは何か 41
 - [2] 地位を等分した単位で表示することのメリット 42
 - (i) 法律関係の明確化 42
 - (ii) 株式譲渡の容易化 43
 - (iii) メリットを活かすための均一性・不可分性 43
- 2 株主とはどういう立場か 44
 - [1] 株主の義務 44
 - [2] 株主の権利 45

- (i) 会社から経済的な利益を受ける権利 45
- (ii) 会社の経営に参加する権利 45
- 3 株主平等原則 46
 - [1] 意味内容をめぐる争い 46
 - (i) 文言に忠実な“比例的取扱い”原則 46
 - (ii) 高次の要請から生ずる“株主”平等原則 47
 - [2] 具体的な解釈問題 48
 - (i) 株主平等原則違反の典型例とその効果 49
 - (ii) 株主平等原則の限界 49
 - [3] 属人的定め 50

第4講 滋、息子を信用できない

——機関総説、所有と経営の分離、株主総会の権限 53

- 1 どのようにして会社を動かしていくのがよいか? 54
 - [1] 株主の意思を尊重することの望ましさ 54
 - [2] 株主の意思で会社のすべてを動かすことの難しさ 56
 - (i) 機動性の問題 57
 - (ii) 専門性の問題 57
 - [3] 所有と経営の分離 58
 - (i) 調和点としての権限分配 58
 - (ii) 留意点：エージェンシー問題への対処 59
 - (iii) “所有と経営の一致”も認められている 59
- 2 株主総会の権限 60
 - [1] どんな会社類型があるのか：株主総会の権限の範囲を知るための前提知識 60
 - (i) 権限の違いは「取締役会設置会社」であるかどうか 60
 - (ii) 「取締役会設置会社」には任意設置会社と強制設置会社の両方を含む 61
 - (iii) 強制設置会社の特徴 61
 - (iv) 任意設置会社の特徴 62
 - [2] 取締役会設置会社の株主総会の権限 63
 - (i) 会社法で定められた株主総会決議事項 63
 - (ii) 定款で定められた株主総会決議事項 64
 - [3] 取締役会設置会社以外の会社の株主総会の権限 65
 - [4] 下位機関への決定権限の委譲の禁止 66

第5講 総務部長宮島雄太の憂鬱

——（上場会社の）株主総会の準備、株主提案権…………… 67

- 1 株主総会の種類とその開催時期 68
 - [1] 定時株主総会 68
 - (i) 意義 68 (ii) 定時株主総会は実際にはいつ開催されているか 68
 - (iii) 定時株主総会では業績の提示のほかには通常何が決められているか 69
 - [2] 臨時株主総会 69
- 2 会社による招集 70
 - [1] 誰が招集内容を決め、誰が招集の手続をとるのか 70
 - [2] 招集に関する決定の内容 71
 - [3] 議題と議案 71
 - [4] 株主への情報提供 72
 - (i) 招集通知 72 (ii) 議決権行使書面と株主総会参考書類の交付 73
 - (iii) 誰に送付しなければならないか 74
- 3 株主総会に関連した株主の請求 76
 - [1] 議案通知請求権 76
 - [2] 議題提案権 78
 - [3] 株主による株主総会の招集請求 79
 - (i) 会社に対する招集の請求 79 (ii) 裁判所の許可を得て株主がする招集 80
 - (iii) 調査者制度 80

第6講 株主有田大五郎、大いに存在感を示す

——上場会社の株主総会の議事・議決…………… 82

- 1 議長による議事進行 82
 - [1] 議長には誰がなるか 82
 - [2] 議長の議事整理権 83
 - [3] （補論）利益供与禁止規定 84
 - (i) 規定の沿革と「何人に対しても」禁止されることの現代的意義 84
 - (ii) 「株主の権利の行使に関し」 85 (iii) 違反の効果 85
- 2 出席株主の議決権数の把握 86
 - [1] 定足数と議決要件の意義 86

- [2] 議決権の数 87
 - (i) 一株一議決権の原則 87 (ii) 「一株一議決権」の例外 87
- [3] 「出席した」株主の議決権の数に含まれるもの 89
 - (i) 本人による議決権行使 89 (ii) 代理人による議決権行使 89
 - (iii) 書面・電磁的方法による議決権行使 90
- 3 質疑応答・審議・議決 91
 - [1] 取締役等の説明義務 92
 - (i) 説明義務の発生 92 (ii) どこまで説明すれば説明義務を果たしたといえるか? 93
 - [2] 決議の種類 94
 - (i) 普通決議 94 (ii) 特別決議 95 (iii) 株式に譲渡制限がかけられる際の特種決議 95 (iv) 属人的定めを設ける際の特種決議 95
 - [3] 採決の実際 96
 - [4] 動議の種類と対応 97
 - (i) 手続的動議 97 (ii) 実質的動議 98
 - [5] 議事録の作成 99

第7講 晴子、茂文を許せない

——株主総会決議の瑕疵を争う訴え…………… 101

- 1 株主総会決議の瑕疵 102
 - [1] 瑕疵の種類 102
 - [2] 無効と取消し 103
- 2 株主総会決議取消しの訴え 103
 - [1] 訴訟によってのみ取消しが可能 103
 - [2] 提訴権者 104
 - (i) 規定の内容 104 (ii) 原告適格付与の意味と主張できる瑕疵の内容 105
 - [3] 提訴期間制限 105
 - [4] 取消事由 106
 - (i) 招集手続・決議方法の法令・定款違反または著しい不公正 106 (ii) 決議内容の定款違反 108 (iii) 特別利害関係株主の議決権行使による著しく不当な決議 108
 - [5] 裁量棄却 108

- [6] 判決の効果 109
- 3 株主総会決議無効・不存在確認の訴え 111
 - [1] 決議無効確認の訴え 111
 - [2] 決議不存在確認の訴え 112
 - (i) 物理的不存在 112 (ii) 法的不存在 112

第8講 取締役足立知希、その地位に戸惑う

- 経営機構総説、取締役の役割と義務 116
- 1 経営機構総説 116
 - [1] 監査役設置会社という基本形 116
 - [2] 監査役設置会社の機関構成と役割分担 117
 - (i) 意思決定 118 (ii) 決定の実施（執行） 119 (iii) チェック機能 119
- 2 取締役の役割 120
 - [1] 「取締役」の役割の2つの側面 120
 - [2] 業務執行者としての役割に関する規律 122
 - (i) 代表取締役 122 (ii) 代表取締役以外の業務執行取締役 123
- 3 取締役の資格、員数、選任・終任 124
 - [1] 資格 124
 - [2] 員数 124
 - [3] 選任 125
 - [4] 終任 125
 - (i) 取締役の任期 126 (ii) 委任の規定による終任事由 126 (iii) 株主総会による解任 127 (iv) 少数株主による解任の訴え 127
- 4 取締役の義務（総説） 128
 - [1] 善管注意義務 128
 - [2] 法令遵守義務、定款・株主総会決議の遵守義務 129
 - [3] 忠実義務 129

第9講 岸と宮崎、会社を裏切る？！

- 競業取引・利益相反取引規制 132

- 1 競業取引規制 132
 - [1] 競業取引規制の趣旨と内容 133
 - [2] 承認を得ないとどうなるか 134
 - (i) 取引の効力 134 (ii) 取締役の責任 134
 - [3] どのような活動態様が競業取引規制に掛かるか 136
 - (i) 自己または第三者のため 136 (ii) 会社の事業の部類に属する取引 137
 - [4] 会社の機会の法理 138
- 2 利益相反取引規制 138
 - [1] 利益相反取引の典型例とその問題点 139
 - [2] 規制の対象となる具体的な取引態様 140
 - (i) 直接取引 140 (ii) 間接取引 142
 - [3] 会社による承認の手続とその効果 143
 - (i) 手続 143 (ii) 取引の効力 144
 - [4] 承認を得ない場合の取引の効果 144
 - [5] 取締役の責任 145

第10講 取締役広報部長の懐具合

—— 取締役の報酬規制 147

- 1 前提知識としての“サラリーマン重役”の実態 147
- 2 報酬規制の伝統的な運用実態 149
 - [1] 法規定 149
 - [2] 実務運用 150
 - (i) 規定の趣旨 150 (ii) 趣旨を踏まえた実務運用 150
 - [3] 報酬規制の対象 151
 - (i) 退職慰労金 152 (ii) 使用人兼務取締役の使用人部分給与 153
- 3 変動額報酬とエクイティ報酬 154
 - [1] 金銭による業績連動報酬 155
 - [2] エクイティ報酬 155
 - (i) ストック・オプション 155 (ii) 自社株そのもの（現物株式）の支給 157
 - (iii) 自社株・新株予約権を用いて報酬等を支払う場合の株主総会の決定内容 157

4	上場会社に関する取締役報酬をめぐる近時の動き	157
[1]	会社法以外の制度的な動き	158
[2]	会社法の報酬規制の趣旨の変容？（令和元年改正）	159
(i)	エクイティ報酬に関する手続の改正	159
(ii)	報酬ポリシーの決定	159

第11講 SL 食品の中期経営計画

——取締役会の役割・権限とその運営…………… 162

1	重要な意思決定	162
[1]	総説	162
[2]	対外的な関係を伴う意思決定	163
(i)	決定の対象となる事項	164
(ii)	取締役会決議を経なかった場合の取引の効力	165
[3]	対内的な意思決定	167
(i)	人事的・組織的決定	167
(ii)	内部統制システムの整備方針の決定	168
[4]	その他の重要な業務執行の決定	170
2	取締役の職務執行の監督	171
[1]	取締役会による監督	171
[2]	取締役の（相互）監視義務	172
3	取締役会の運営	172
[1]	取締役会の招集手続	173
[2]	議事・議決	174
(i)	定足数・議決要件	174
(ii)	特別利害関係取締役の議決排除	174
[3]	議事録	175

第12講 監査役浅井健一の考え

——監査役役割…………… 177

1	監査役制度の概要	178
[1]	お目付役の必要性	178
[2]	監査役職務：総説	178
[3]	監査役具体的な対応方法	179

(i) 報告徴取権・調査権の行使	179	(ii) 取締役会への出席義務と意見陳述	
180		(iii) 取締役会への報告義務と違法行為差止権、損害賠償責任の追及	180
2	どこまでが監査役役割か		181
[1]	問題の所在		182
[2]	考え方		182
3	監査役独立性		183
[1]	自己監査回避		183
[2]	執行側からの影響力の排除		185
(i)	身分保障	185	(ii) 経済的独立性
(ii)		186	(iii) 組織的独立性
(iii)			187
4	監査役が複数いる場合		188
[1]	独任制		188
[2]	監査役会		188
(i)	監査役会設置会社	188	(ii) 監査役会の構成
(ii)		189	(iii) 監査役会の職務
(iii)		190	

第13講 会社経営は難しい

—— 取締役の会社に対する責任 192

1	取締役の損害賠償責任を議論するうえでの留意点		192
[1]	「会社」に対する「損害賠償」		192
[2]	条文		193
2	経営判断の誤り		194
[1]	経営判断の難しさ		194
[2]	経営判断の原則		196
3	法令違反		198
[1]	法令違反と任務懈怠		198
[2]	責めに帰することができない事由による免責		200
4	監視・監督義務違反		201
[1]	監視・監督義務の種類		202
[2]	業務執行者としての監督義務		202
[3]	取締役会構成員としての監視義務		203

[4] 信頼の権利 203

第14講 株主中島陽太郎、経営陣を訴えたい

—— 株主代表訴訟、取締役の責任軽減、株主の差止請求権 …………… 206

1	対取締役責任追及訴訟の監査役による会社代表の原則	206
2	株主代表訴訟	207
[1]	総説	207
	(i) 株主代表訴訟とは	207
	(ii) 株主代表訴訟の構造	208
	(iii) 株主代表訴訟の対象となる訴え	209
[2]	提訴できる株主	210
	(i) 単独株主権	210
	(ii) 株式保有期間要件の内容	210
[3]	株主代表訴訟の手続	211
	(i) 提訴請求	211
	(ii) 監査役の提訴判断	212
	(iii) 原告・被告	212
	(iv) 会社の立場	213
	(v) 株主代表訴訟の終結	214
3	取締役の責任の免除と軽減	215
[1]	任務懈怠責任の免除に関する一般原則	216
[2]	任務懈怠責任の軽減	216
	(i) 責任軽減の方法	217
	(ii) 責任軽減の対象となる責任	217
	(iii) 軽減可能な額	218
[3]	D & O保険等による取締役の負担軽減の可能性	218
	(i) D&O保険による責任と応訴負担の軽減	218
	(ii) 会社補償による応訴負担の軽減	219
4	補論：違法行為差止請求権	219

第15講 株主中島陽太郎、株の損を取り戻したい

—— 取締役の第三者に対する責任 …………… 221

1	対第三者責任が問題となる伝統的局面 = 倒産時の債権者保護	221
[1]	具体的局面	222
[2]	直接損害と間接損害	223
2	429条1項の規律内容	224
[1]	429条1項の規律内容をめぐる論争	225

- (i) 規定の趣旨：責任軽減か責任強化か 225
 - (ii) 何に対する悪意・重過失か 226
 - (iii) 賠償責任が生じる損害の種類 226
 - (iv) 民法709条の適用は排除されるか 227
- [2] 昭和44年の最高裁大法廷判決 227
- 3 現代的な事例 228
- [1] 現代における429条1項の活用局面 228
- [2] 429条1項に基づく株主の取締役に対する直接の損害賠償請求 230
- (i) 株主は429条1項の「第三者」として損害賠償請求できるか 230
 - (ii) 株主の直接損害 231
- 4 現在の運用の理論的当否 232

第16講 SL 食品、グローバル企業への道

—— 監査役設置会社以外の機関構成とコーポレートガバナンス論議 …… 234

- 1 指名委員会等設置会社導入の経緯 235
- [1] 監査役設置会社の従来の実務運用に対する課題意識 235
 - [2] 取締役会改革とアメリカ型ガバナンス形態の待望論 236
- 2 指名委員会等設置会社の規律 237
- [1] 取締役と執行役 237
 - [2] 取締役会の機能 238
 - [3] 3つの委員会 239
 - (i) 指名委員会 239
 - (ii) 報酬委員会 239
 - (iii) 監査委員会 240
 - (iv) 委員会の運営 241
- 3 指名委員会等設置会社導入後の動き 241
- [1] 進まない指名委員会等設置会社への移行 241
 - [2] 社外取締役導入論の隆盛 242
 - [3] “同床異夢”の監査等委員会設置会社制度 242
- 4 監査等委員会設置会社の規律 243
- [1] 取締役 244
 - (i) 監査等委員でない取締役 244
 - (ii) 監査等委員である取締役 245
 - (iii) 報酬規制 245

- [2] 監査等委員会設置会社の取締役会 246
- [3] 監査等委員会 246
- 5 その後の動向 247

第17講 茂文、儲けが気になる

- 会社の業績の測定と開示 250
- 1 会計制度のあらまし 251
 - [1] 会計帳簿と簿記 251
 - [2] 会計帳簿等の閲覧謄写等請求権 252
 - [3] 公正な会計慣行 253
- 2 計算書類 253
 - [1] 貸借対照表 254
 - (i) 資産の部 254 (ii) 負債の部と純資産の部 256
 - [2] 損益計算書 256
 - [3] 株主資本等変動計算書と個別注記表 257
- 3 計算書類等の取扱い 258
 - [1] 監査 259
 - (i) 会計監査人設置会社以外の会社 259 (ii) 会計監査人設置会社 259
 - [2] 計算書類の確定権限 260
- 4 会社の業績開示に関する他の制度との関係 261
 - [1] 投資家に対する開示 261
 - (i) 取引所の開示ルールと金融商品取引法上の開示制度 261 (ii) 連結決算の重視 262
 - [2] トライアングル体制 264

第18講 長井社長、大盤振舞いがしたい

- 分配可能額規制と資本制度 265
- 1 株主への利益還元に関する規律の基本的な考え方 265
 - [1] 「分配可能額」規制とその対象 265
 - [2] 貸借対照表を基準とした規律と“バッファ”の必要性 266

- 2 分配可能額規制と株主資本の計数 268
- [1] 分配可能額算定の基本式 269
- (i) 剰余金概念 269 (ii) 配当をした場合の処理 270 (iii) 自己株式取得をした場合の処理と分配可能額規制 270
- [2] 資本金と準備金 272
- (i) どのような場合に資本金・準備金の数値を増加させなければならないか 272
- (ii) 会社の意思に基づく資本金・準備金の額の変動 273
- 3 分配の手続 275
- [1] 剰余金の配当の手続 275
- (i) 原則的規律 275 (ii) 取締役会への決定権の委譲に関する特則 275
- [2] 自己株式取得の手続 276
- (i) 原則形態（すべての株主の保有する株式を取得の対象として譲渡機会を与える形） 278 (ii) 特定の株主から取得する形 278 (iii) 市場買付け・公開買付けにより取得する形 279
- 4 分配に関係する責任 279
- [1] 違法な剰余金配当の場合の責任 279
- (i) 株主の会社に対する返還義務 279 (ii) 関与した取締役等の連帯責任と求償の制限 280 (iii) 株主に対する債権者の直接請求 280
- [2] 期末の欠損填補責任 281

第19講 関株主、株を換金したい

——非上場株株式の流通と権利行使、株式の相続…………… 282

- 1 非上場株式の流通と権利行使 282
- [1] 古典的な株式の権利移転と権利行使（株券発行会社） 283
- (i) 株券による株式の流通 283 (ii) 株主名簿に基づいた株主としての処遇 284
- [2] 現代的な株式の権利移転と権利行使（株券発行会社でない会社） 286
- (i) 株券の必要性の低下 286 (ii) 株券発行会社でない会社における株式の権利移転 287
- 2 譲渡制限株式の譲渡 288
- [1] 譲渡承認の手続 289

- [2] 譲渡を承認しない場合の取扱い 289
 - (i) 会社または指定買取人による買取り 289
 - (ii) 買取価格の決定 291
- 3 株式の相続をめぐるいくつかの問題 292
 - [1] 共有株式の権利行使 292
 - (i) 前提となる知識と問題の所在 293
 - (ii) 共有株式に関する取扱いの原則 294
 - (iii) 権利行使者の指定・通知がない場合 296
 - [2] 相続人に対する株式売渡請求 298
 - (i) 制度趣旨 298
 - (ii) 売渡請求の手続 298

第20講 SL 食品は割安、ウメザキ製菓は割高？

——上場株式の流通と権利行使、基準日、投資単位の括り直し…… 300

- 1 上場会社の株式の流通と権利行使 300
 - [1] 振替株式の権利の移転 301
 - [2] 振替株式の権利行使 302
 - (i) 総株主通知 303
 - (ii) 個別株主通知 303
- 2 基準日 304
 - [1] 基準日とは何か 304
 - [2] 基準日に関する規律 305
 - (i) 基準日の有効期間 305
 - (ii) 基準日の設定方法 305
 - (iii) 基準日後の株式取得者についての議決権の特則 306
- 3 投資単位の括り直し 306
 - [1] 適正な投資単位の設定の必要性 307
 - [2] 株式の分割（株式分割） 308
 - (i) 株式分割の意義 308
 - (ii) 株式分割の手続 308
 - [3] 株式の併合（株式併合） 309
 - (i) 株式併合の意義 309
 - (ii) 株式併合の手続 309
 - [4] 株式無償割当て 311
 - (i) 株式無償割当ての意義 311
 - (ii) 株式無償割当ての手続 311
 - [5] 単元株制度 312
 - (i) 意義と機能 312
 - (ii) 設定・変更・廃止 312
 - (iii) 単元未満株主の権利 312

第21講 ヤスダ、金は欲しいが口出しはされたくない

- 種類株式 314
- 1 “標準型”の株式とそこからの逸脱 314
 - [1] “標準型”の株式の特徴 314
 - [2] “標準型”からの逸脱 315
 - (i) 逸脱の必要性と既出の具体例 315
 - (ii) 標準型とは異なる内容の株式のニーズ 315
 - 2 種類株式の具体的内容 317
 - [1] 経済的価値の享受に関するアレンジ 317
 - (i) 配当に関する種類株式 318
 - (ii) 残余財産の分配に関する種類株式 319
 - [2] 議決権に関するアレンジ 319
 - (i) 議決権制限株式 320
 - (ii) 拒否権付種類株式 320
 - (iii) 取締役・監査役の選解任権 322
 - [3] 株主の投資回収に関するアレンジ 322
 - (i) 取得請求権付株式と取得条項付株式 323
 - (ii) 全部取得条項付種類株式 325
 - 3 種類株主総会 325
 - [1] 種類株主総会決議が要求される局面 326
 - [2] 種類株主総会決議の排除 327

第22講 晴子、追加出資する余裕がない

- 新株発行総説、株主割当て 329
- 1 会社成立後の株式発行による資金調達時の考慮要素 329
 - [1] 既存株主の経済的利益の保護 330
 - [2] 既存株主の影響力の維持 332
 - [3] 課題解決の難しさ 333
 - (i) 公正な価格の算出の難しさ 333
 - (ii) 会社の必要資金の調達が議決権比率に影響しうること 334
 - 2 新株発行に関する会社法の規律の概要 335
 - [1] 支配的利益の保護 335
 - (i) 公開会社でない会社 335
 - (ii) 公開会社 335

- [2] 経済的利益の保護 337
- 3 株主割当てによる新株発行 337
 - [1] 既存株主がより保護されやすい方法 337
 - (i) 既存株主保護の仕組み 338 (ii) 引き受けられない株主がいた場合の問題 339
 - [2] 株主割当てに関する特別の規律 340
 - (i) “株主割当て”の定義 340 (ii) 株主割当てに対する特別の規律 341
 - [3] 留意点 341

第23講 SL 食品、ハコ企業の悪夢

——株主割当て以外の募集株式の発行等の手続、払込みの仮装…… 343

- 1 株主割当て以外の場合の募集株式の発行等の手続 344
 - [1] 募集事項の決定 344
 - (i) 募集事項 344 (ii) 募集事項の決定機関 345
 - [2] 募集事項の公示 346
 - (i) 公開会社の場合 346 (ii) 公開会社でない会社の場合 347
 - [3] 申込み、割当て、引受け 348
 - (i) 申込み 348 (ii) 割当てによる引受契約の成立 348 (iii) 総数引受契約による場合の特則 349
- 2 出資の履行と払込みの仮装 350
 - [1] 出資の履行についての規律 350
 - [2] 払込みの仮装 351
 - (i) 払込みの仮装とは 352 (ii) 仮装払込みの場合の関係者の払込義務 353 (iii) 発行されたとされる株式の取扱い 354

第24講 長井社長、保身に走る？！

——募集株式の発行等の紛争…… 356

- 1 募集株式の発行等の差止め 357
 - [1] 有利発行の差止め 358
 - (i) 上場会社の場合 359 (ii) 非上場会社の場合 360
 - [2] 支配的利益の侵害と不公正発行 360

- (i) 主要目的のルールとは 361 (ii) 主要目的のルールの難解さ（あるいは無意味さ） 361
- 2 新株発行等の無効の訴え 363
 - [1] 会社の組織行為の無効の訴えとしての新株発行等の無効の訴え 363
 - [2] 請求認容判決の確定の効果 365
 - [3] 無効事由 367
 - (i) 公開会社の場合 367 (ii) 公開会社でない会社の場合 369
- 3 新株発行等の不存在確認の訴え 369

第25講 茂文、余裕のない晴子に配慮する

——新株予約権 371

- 1 新株予約権とはどのようなものか 372
 - [1] 新株予約権とは何か 372
 - [2] 新株予約権の特徴 373
 - (i) 2段階でやり取りがなされることが（理論的な）前提である 373 (ii) 権利であって義務ではない 374 (iii) 新株予約権そのものは株式ではなく、したがって新株予約権者は株主ではない 375 (iv) 現実にはどちらかの払込みがない場合もありうる 375
 - [3] 新株予約権の資金調達円滑化機能——ライツ・オフリングを例に 376
- 2 新株予約権の発行手続 378
 - [1] 募集新株予約権の発行手続（第①段階の話） 378
 - (i) 募集事項の決定と公示 379 (ii) 申込み・割当て 381 (iii) 払込み 382
 - [2] 新株予約権無償割当て 382
- 3 新株予約権の流通と権利行使による株式の取得 383
 - [1] 新株予約権の流通 383
 - (i) 譲渡制限 383 (ii) 譲渡の方式 384
 - [2] 権利行使による株式の取得（第②段階の話） 384
 - (i) 権利の行使 384 (ii) 株主となる時期 385
- 4 新株予約権をめぐる紛争 385

- [1] 新株予約権の発行そのものを争う方法 385
- [2] 新株予約権特有の考慮要素 386

第26講 SL 食品、上手にお金を借りたい

——社債・新株予約権付社債 388

- 1 社債とは何か 388
 - [1] 市場型デットファイナンス手法としての社債 388
 - [2] 会社法の「社債」の定義と以下の叙述における「社債」のイメージ 389
- 2 社債に関する会社法の基本的な規律 390
 - [1] 社債発行の手続 390
 - (i) 募集事項の決定 390 (ii) 社債の成立 391 (iii) 社債発行の瑕疵 392
 - [2] 社債権者の権利 392
 - (i) 利息の受取り 392 (ii) 社債の償還等 393
 - [3] 社債の流通と管理 393
- 3 社債権者の集团的取扱いのための制度 394
 - [1] 総説：集団で取り扱うことの有用性 394
 - [2] 社債管理者 394
 - (i) 意義 394 (ii) 社債管理者の設置が必要な場合 395 (iii) 社債管理者の権限 396 (iv) 社債管理者の資格と義務 396
 - [3] 社債権者集会 397
 - (i) 意義 397 (ii) 権限 397 (iii) 社債権者集会の運営 398
 - [4] 社債管理補助者 399
 - (i) 制度導入の趣旨 399 (ii) 権限 399 (iii) 社債管理補助者の資格と義務 400
- 4 新株予約権付社債 400
 - [1] 総説 400
 - (i) 金融商品としての特徴 400 (ii) いわゆる転換社債型新株予約権付社債 401
 - [2] 発行手続 401

- [3] 新株予約権付社債の流通と新株予約権の権利行使による株式の取得
402
- (i) 新株予約権付社債の流通 402 (ii) 新株予約権の権利行使による株式の取得 402

第27講 SL 食品の大再編計画

- 組織再編総説…………… 403
- 1 全体的な統合 404
- [1] 合併 404
- [2] (共同) 株式移転 405
- 2 部分的な切離しや統合 407
- [1] 分社化による経営状態の明確化 408
- (i) 事業譲渡 408 (ii) 新設分割 409
- [2] 既存会社への移管 409
- [3] 合併会社の設立 411
- 3 支配権の取得と完全子会社化 412
- [1] 第三者割当て、現金による買収と株式交付 412
- [2] 完全子会社化の手法 414
- (i) 親会社株式を対価とした完全子会社化 414 (ii) 現金を対価とした縮出し
415

第28講 SL 食品、再編内容をまだまだ検討中

- 組織再編の手続…………… 417
- 1 会社法の規定構造 418
- [1] 規定構造の全体像 418
- [2] 吸収型と新設型の区分 418
- [3] 似た立場の会社の手続をまとめて同じ条文で規律している 419
- 2 手続の流れ 421
- [1] 契約の締結・計画の作成 421
- [2] 事前開示 422
- [3] 株主総会による承認と差止請求 423

- (i) 株主総会による承認 423
- (ii) 株主総会の承認を要しない場合 424
- (iii) 株主の差止請求制度 426
- [4] 株式買取請求 428
- [5] 債権者異議手続 428
- [6] 組織再編の効力の発生 429
- [7] 無効の訴えと事後開示 429

第29講 赤井銀行、やられたらやり返す

——会社分割における債権者保護 432

- 1 債権者異議手続による保護 433
 - [1] 異議を述べることができる債権者 434
 - (i) 合併の場合 435
 - (ii) 株式交換・株式移転の場合 435
 - (iii) 会社分割の場合 436
 - [2] 債権者異議手続の内容 439
 - (i) 異議を述べることができる債権者への情報提供 439
 - (ii) 異議を述べた者への対応および異議手続の不備等の場合 440
- 2 会社分割における不法行為債権者の保護 440
 - [1] 個別催告の省略不可 441
 - [2] 不法行為債務に対する連帯責任 442
- 3 会社分割における残存債権者の保護 443
- 4 無効の訴えと債権者 445

第30講 株主中島陽太郎、合併に不満がある

——株式買取請求制度等による株主の保護 448

- 1 株式買取請求制度の趣旨と公正な価格の意義 449
 - [1] 株式買取請求制度の趣旨 449
 - [2] 組織再編に対する株主の経済的な不満の類型 450
 - (i) 組織再編によって損をする 450
 - (ii) 損はしないが分け前に不満がある 451
 - [3] 「公正な価格」の意義 453
 - (i) ナカリセバ価格とシナジー分配価格 453
 - (ii) 企業価値の増加の有無による区分 454
 - (iii) 「公正な価格」を示すための判例の工夫 454

- 2 株式買取請求に関する法規定の内容 457
- [1] 株式買取請求の手続 457
- (i) 概要 457 (ii) 価格決定手続 457 (iii) 買取りの効力発生 458
- [2] 株式買取請求権を行使できる株主の範囲 458
- (i) 株主総会で反対の意思を表明する機会のない株主 458 (ii) いつまでに株式を取得している必要があるか? 459
- 3 他の制度による救済 460
- [1] 差止請求 460
- [2] 無効の訴え 461

第31講 Nemo パートナースとの仁義なき戦い

— 敵対的企業買収とその対抗策 464

- 1 株式の取得を通じた経営権の獲得 464
- [1] 株式の取得による経営権の獲得（「企業買収」）の特徴 465
- [2] 株式の取得方法 465
- (i) 金銭対価の売買 466 (ii) 株式交付 467
- 2 敵対的企業買収への対応を考える視点 468
- [1] 買収者のよからぬ企みの可能性 468
- [2] 既存経営陣が保身に走る可能性 469
- [3] 会社法学の観点からの基本的な考え方 470
- 3 買収防衛策の具体例 471
- [1] 有事の対抗策 472
- (i) ホワイトナイトへの第三者割当て 472 (ii) 行使価格が低廉な新株予約権の無償割当て 472
- [2] 平時の予防策 474
- 4 ブロックソース事件最高裁決定 475
- [1] 株主平等原則との関係 475
- [2] 対抗策の必要性の判断主体 476
- [3] 対抗策の相当性 477

第32講 伸也相談役、経営第一線への返り咲きを狙う	
—— 友好的買収と縮出し	479
1 二段階買収の方法	480
[1] 第一段階（買集め）の方法	481
[2] 第二段階（縮出し）の方法	481
(i) 株式併合や全部取得条項付種類株式を用いた縮出し	481
(ii) 特別支配株主の株式等売渡請求を用いた縮出し	484
2 なぜ縮出しが行われるのか	485
[1] 買収者にとっての必要性	486
[2] 対象会社の一般株主にとって重要である可能性	486
3 友好的買収の問題点とその対応策	488
[1] 友好的買収の問題点	488
(i) 友好的買収一般の問題点	489
(ii) 対象会社の運営を担う者が買い手となることからくる危険性の増大	489
[2] 対象会社取締役の義務	490
[3] 具体的対応策	491
第33講 あの時、君は若かった	
—— 会社の設立手続	494
1 会社の設立方法（発起設立と募集設立）	494
2 発起設立の手続	495
[1] 発起人による定款の作成と認証	496
[2] 財産的基盤の確保	497
(i) 設立時発行株式に関する事項の決定	497
(ii) 金銭出資の場合	497
(iii) 現物出資の場合	498
(iv) 出資未履行時の対応	500
(v) その他の検査役調査を要する事項（財産引受け等）	501
(vi) 出資の履行等に関する責任	503
[3] 設立時取締役等の選任とその役割	503
(i) 選任	503
(ii) 設立時調査	504
[4] 設立登記による会社の成立	504
3 募集設立の特則	505
[1] 発起人以外の設立時発行株式の引受人への対処のための追加的規律	

- [2] 創立総会 506
- 4 会社の不成立と設立無効 507
 - [1] 会社の不成立 507
 - [2] 設立の無効 507

第34講 君とはやっとなわ、やめさしてもらわ

—— 会社の解散・清算 509

- 1 解散 509
 - [1] 解散事由 509
 - [2] 会社の継続決議 511
- 2 清算手続 511
 - [1] 清算中の会社 512
 - (i) 清算中の会社の位置づけ 512 (ii) 清算会社の機関 512
 - [2] 清算手続 513
 - (i) 現務の結了 514 (ii) 財産状況の把握 514 (iii) 債務の弁済 514
 - (iv) 残余財産の分配 516
 - [3] 事後処理 517
 - (i) 清算事務の終了等 517 (ii) 清算結了とその登記 517 (iii) 帳簿資料の保存 518

第35講 転生したら無限責任だった件

—— 持分会社と組織変更 519

- 1 持分会社の規律の特徴 520
 - [1] 持分会社における出資者間の合意の尊重 520
 - [2] 持分会社の会社運営 521
 - (i) 会社の業務執行と会社の代表 521 (ii) 社員の調査権・報告徴取権 522 (iii) 業務を執行する社員の義務 522
- 2 合名会社と合資会社 522
 - [1] 設立 523
 - [2] 社員の地位 524

(i) 持分	524	(ii) 出資に関する義務	524	(iii) 会社の債務に関する責任	525	(iv) 投資の回収方法	525
[3] 計算	526						
(i) 計算と開示	526	(ii) 損益分配	527	(iii) 利益の配当	528		
(iv) 出資の払戻し	529						
[4] 加入と退社	529						
(i) 加入	529	(ii) 退社	529				
[5] 解散・清算	531						
(i) 法定清算	531	(ii) 任意清算	532				
3 合同会社に特有の規律	532						
[1] 総説	532						
(i) 合同会社の規律の特徴	532	(ii) 合同会社の活用方法	532				
[2] 財産の確保に関する規律	533						
(i) 出資の履行に関する規律	533	(ii) 計算と開示	533				
[3] 会社財産の社外流出に対する規律	533						
(i) 利益の配当に関する特則	534	(ii) 資本金の額の減少に関する特則	534	(iii) 出資の払戻しに関する特則	534	(iv) 退社に伴う持分の払戻しに関する特則	534
[4] 清算手続	535						
4 会社形態の変更	535						
[1] 持分会社の種類の変更	535						
[2] 持分会社から株式会社への変更、株式会社から持分会社への変更							
事項索引	537						
判例索引	545						
法令索引	549						

さらにもう1人の主人公にも登場願おう。



S0-1 [慶彦登場]

長井慶彦（ながい・よしひこ）は、東京証券取引所プライム市場上場の「SL食品株式会社」の5代目の社長である。慶彦は、赤門大学経済学部を卒業後新卒で採用されて以来、同社に30年間勤め、係長→課長→第一営業部長→取締役営業本部長→常務→専務→副社長→社長と上り詰めた。

さて、この2人がこの本の主人公なのであるが、ついさっき「一貫したストーリー」を展開するといっておきながら、いきなり全く境遇の違う2人の主人公を登場させている時点で全然一貫していない、と思う読者もいるかもしれない。

実は、会社法を理解しやすい形で説明するためには主人公が2人必要になるという、説明する側（筆者）の都合で茂文と慶彦のダブル主演になっているのである。どういうことかというと……

慶彦が社長をしている会社は、いわゆる上場会社であるという設定である。上場会社とは、大雑把に言えばその会社の発行している株式が証券取引所（法律上は「金融商品取引所」。金商法2条16項）で取引されており、そこを通じて誰もが（お金さえあれば！）その株式を買うことのできる会社である。世の中の名の知れた大企業（“トヨタ”や“ソニー”等々）の多くは上場会社である¹⁾が、会社の種類でいえば「株式会社」というものである。

他方、茂文が立ち上げようとしている会社も「株式会社」である。茂文が立

1) わが国最大の株式市場である東京証券取引所に株式を上場している会社は、2023年11月末の時点で3920社である。なお、かつては株式が取引される市場の違いに応じて「東京証券取引所一部上場企業」「二部上場企業」など呼びならわされてきたが、2022年4月からは市場区分が「プライム市場」「スタンダード市場」「グロース市場」および「TOKYO PRO Market」に再編されている。

ち上げようとしている会社は、お金を出すのも働いているのも茂文とその家族、といったような極めて小さな会社となるだろうが、そのような小さな会社も、「株式会社」であるから、会社の種類としては上場会社と同じである。現実世界でも、世の中の圧倒的多数を占める中小企業の多くは株式会社形態をとっている²⁾。本書の話題も株式会社が中心となる。

大企業も中小企業も同じ「株式会社」であるから、会社法という法律に定められた株式会社を対象とする規定の多くが両者に共通して適用される。しかしながら、他方で、大企業についての規律と中小企業についての規律とが、全部が全部同じであっては不都合なことも多いことから、会社法は、同じ「株式会社」であっても、大企業向けの規律と中小企業向けの規律とを分けて定めていることもある。この両方のルールを説明するためには、大企業のモデルとして慶彦が率いる SL 食品株式会社を、中小企業のモデルとして茂文が率いるヤスダピーナッツ株式会社を登場させた方が便利なわけである。

読者は、2人の主人公をみるたびに、同じ株式会社であっても、大企業と中小企業とで規律が異なることが多いことを思い出し、そして話題の中心人物がどちらであるかで、大企業と中小企業のどちらを念頭に置いた規律についての説明であるかを理解しやすくしよう、というのがダブル主演の狙いである。

2 この本の読み方・使い方

[1] この本の読み方

本書は、会社法を一通り学んだといえる程度の内容について、初学者の自習に耐えうる程度に平易な叙述で説明することを第一の目標としている。そのために、基礎的な内容から順番にトピックを並べたうえで、基本的には時系列に沿ったストーリーに基づき説明を展開している（もっとも、2人の主人公を中心に展開するストーリー〔本筋〕の情報だけでは、会社法が用意する多様な規律内容を説明しきれないことから、本書では、“もし、ストーリーが別の展開を示していたら……？”という「ifシナリオ」を用意して、本筋とは異なる展開となった場合の規

2) 2021年末時点で、日本には約261万社の株式会社があるとされる。

律内容についても説明できるようにしている)。したがって、初学者は、本書を頭から順番に読んでいくことをお勧めする。もちろん、既にある程度会社法を学習している読者が、既存の教科書・体系書では理解できない箇所について、よりわかりやすい説明を求めて本書を参照する場合もあるだろう。その場合でも、ストーリー（とシナリオ）は理解の助けになると思われるので、最低限、該当箇所の講全体に目を通すようにしてほしい。

また、最も重要な事項は本文の大きな文字で説明し、それだけではわかりにくい箇所については、少し文字を小さくして補足説明を加えている。そのため、初学者は、基本的には本文の大きな文字を読んでいき、わからないところがあれば小さな文字に目を通すという方法がお勧めである。

さらに、下段には脚注がたくさんついている。これは、基本的に、本文の記述から派生した論点に関する説明を加えている箇所である。裁判例や学説の詳細を示したものであるから、少し学習が進んだ時や、本文で何か面白そうな雰囲気を感じとったときに、脚注を参照していただければよいと思う。

[2] 裁判例と学説

ところで、法律を学習するうえでは、実際にその法律の条文がどのような事案で問題となり、裁判所がどのような判断をしたのか、という、いわゆる判例（最高裁の判例のみならず、下級審の裁判例も含む）も学習する必要がある。本書では、判例教材の代表格である**神作裕之ほか編『会社法判例百選〔第4版〕』**（有斐閣、2021年）、および初学者向け判例教材である**久保田安彦ほか『START UP 会社法判例40!』**（有斐閣、2019年）に登載されている判例にはなるべく言及するようにしている。それぞれの判例集をすぐに参照できるように、裁判例の掲載誌情報の前に、それぞれの判例集の事件番号を付している（判例百選の10事件であれば百10、START UP 会社法判例40!の21事件であればSU21のような形で表示している）ので、適宜活用いただきたい。

また、判例があるところもないところも含めて、条文の解釈は1つだけとは限らず、その意味内容をめぐって学説の争いがあることもある。本書は初学者向けの教科書であるから、細かな学説の対立までを追うことは基本的にしておらず、いわゆる通説とか多数説と呼ばれるものをベースとして叙述している

(つもりである)。本来はその際に、どれだけの学説が同じ見解をとっているかを、たとえば現在有力な体系書や教科書などを引用して示す必要があるのだが、教科書という性質上、そのような引用は最小限にとどめた方がよいと考え、現在最も信頼できる逐条解説書であると思われる商事法務発行の『会社法コンメンタール』シリーズのみを必要に応じて引用する（たとえば、江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1 総則・設立[1]』〔商事法務、2008年〕1頁〔江頭憲治郎執筆〕であれば、コンメ(1)1頁〔江頭憲治郎〕とのみ表示する）にとどめている³⁾。

[3] おさらい

各講の最後に、その講での重要ポイントを確認するための「おさらい」のコーナーを設けている。そこで示された質問に対する答えを、自分の言葉で説明できるまで繰り返し復習をしてほしい。

3 登場人物

そういうわけで、本書のウリはストーリー（とifシナリオ）であるから、それらのストーリー（やifシナリオ）において活躍(?)する登場人物⁴⁾や、ストーリーの大まかなあらすじを（筆者としてはネタバレするのがやや残念だが）ここでまとめて紹介しておこう。本書を読んでいる途中で誰がどんな人物かがわからなくなったら、常にここに戻って確認をするとよいだろう。

SL 食品株式会社：東京証券取引所プライム市場上場の食品メーカー。製菓業から出発して、現在は消費者向けの食品の製造販売を広く手掛けている。

長井 慶彦（ながい・よしひこ）：本書の主人公の1人。SL 食品の第5代社長。赤門大学経済学部を卒業後新卒で採用されて以来、同社に30年間勤め、20X0年に代表

3) 『会社法コンメンタール』シリーズは、22巻+補巻から構成されており、その刊行時期や編者はまちまちであるが、本書は初学者向けの教科書という性質上その書誌情報をすべて記載することはせず、後述するフォローアップサイトに載せるにとどめている。

4) もちろん、本書の一連のストーリーはフィクションであるから、登場する人物・団体・名称等は架空のものであり、実在のものとは関係がない。

取締役社長になった。

宮崎 琢也（みやざき・たくや）：SL 食品の創業家である宮崎家の3代目にしてSL 食品の第4代社長。伸也の息子。20X0年に長井に社長職を譲って取締役会長に就任。気弱な性格であり、偉大な父に逆らうことができない。創業家の資産管理会社である「宮伸エンタープライズ株式会社」の代表取締役も兼務している。

宮崎 伸也（みやざき・しんや）：創業家出身、琢也の父でSL 食品の第3代社長。社長時代にはSL 食品の事業拡大を進め、剛腕経営者としてその名を轟かせる。20X0年に会長を退き取締役相談役の地位にとどまっていたものの、20X1年に高齢を理由に取締役も退任。その後の長井社長の会社運営に不満をもち、20X7年のNemo パートナーズとの経営権争いを機に、復権を図る。

山本 誠（やまもと・まこと）：SL 食品の代表取締役副社長。本社・管理部門の総括担当。

村上 泰正（むらかみ・やすまさ）：SL 食品の専務取締役。営業部門の総括担当であり、代表権も有する。

角 泰成（すみ・やすなり）：SL 食品の常務取締役。開発・製造部門の総括担当だが、代表権はない。

堺 信江（さかい・のぶえ）：SL 食品の取締役で、人事担当。

竹下 誠一（たけした・せいいち）：SL 食品の取締役で、製造・品質管理担当。

足立 知希（あだち・ともき）：SL 食品の宣伝・広報部長。20X1年6月から取締役に就任し、同年10月に西日本営業の担当の常務となる。

浅井 健一（あさい・けんいち）：SL 食品の常勤監査役。かつては同社の財務部長を務めていた。思ったことをはっきりという性格。

西田 良平（にしだ・りょうへい）：SL 食品の常勤監査役。かつては同社の子会社の社長を務めていた。

安井 伸一（やすい・しんいち）：SL 食品の（社外）監査役。SL 食品のメインバンクである青井銀行の頭取経験者であり、現在は同銀行の取締役相談役。

高橋 直志（たかはし・ただし）：SL 食品の（社外）監査役。検察OBの弁護士。

北村 佳代（きたむら・かよ）：経済官庁出身の大学教授。20X7年に（社外）取締役に就任。

宮島 雄太（みやじま・ゆうた）：SL 食品の株主総会の運営を取り仕切る総務部の部長。



長井 慶彦



宮崎 伸也

清水 雅人（しみず・まさと）：SL 食品の経営企画部の部長。SL 食品の経営戦略を立案する部門の長だが、友人の岸拓人に会社の機密情報を漏らしてしまう。

船木 浩一（ふなき・こういち）：SL 食品の法務部長。法的センスのない社長に手を焼いている。

ヤスタピーナッツ株式会社：20X0年に安田茂文が家業を法人成りさせて設立した、豆類の販売事業を手掛ける会社（登記簿については表0参照）。

安田 茂文（やすだ・しげふみ）：ヤスタピーナッツを設立して同社の代表取締役社長に就任。ひとヤマ当てたいという気持ちが強く、その情熱がときとして空回りする。

安田 滋（やすだ・しげる）：茂文の父。ヤスタピーナッツの設立時には、同社の設立時出資金額の8割弱にあたる3100万円を出資。20X1年の定時株主総会を前に死去。

関 智弘（せき・ともひろ）：赤門大学工学部宇宙物理学科の教授。ヤスタピーナッツの設立時に、友人の茂文から頼まれて100万円を出資。

安田真知子（やすだ・まちこ）：茂文の母、滋の妻。滋の死後、ヤスタピーナッツの取締役に就いているが、事業運営はすべて茂文に任せている。末っ子の茂文が可愛くて仕方がない。

多田 道子（ただ・みちこ）：茂文の長姉。常に冷静・合理的だが、争いを好まない性格であるため、幼い頃から妹と弟のきょうだいげんかの仲介役を務めていた。

近藤 晴子（こんどう・はるこ）：茂文の次姉。しっかり者で口うるさく、弟の茂文とことあるごとに対立している。

新藤 斉（しんどう・ひとし）：茂文の友人。茂文からの依頼を受けて関の保有する株式を買い取り、ヤスタピーナッツの株主となる。

岸 拓人（きし・たくと）：茂文の友人で、ヤスタピーナッツ設立時に、その経理の能力を買われて取締役に就任。その後、友人の清水から聞きつけた情報を基に、独立を画策する。



安田 茂文



近藤 晴子



安田 真知子

安田 弓子（やすだ・ゆみこ）：滋の妹。ヤスダピーナッツ設立時に、甥の茂文に「決算を確認してハンコを押してくれればいだけだから」と頼まれ、監査役に就任。

表0 登記簿サンプル

会社法人番号	0133-01-009369
商号	ヤスダピーナッツ株式会社
本店	埼玉県さいたま市XX三丁目○番○号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	令和X年4月1日
目的	1. 食品の販売 2. 前各号に付帯又は関連する一切の事業
発行可能株式総数	1万6000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4000株
資本金の額	金4000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 安田 滋
	取締役 安田茂文
	取締役 岸 拓人
	埼玉県草加市XX五丁目○番○号 代表取締役 安田茂文
	監査役 安田弓子
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 令和X年4月1日登記

ウメザキ製菓株式会社：東京証券取引所スタンダード市場上場の食品メーカー。永年SL食品とライバル関係にあったが、20X3年ごろから、SL食品との経営統合の話が浮上する。

梅崎 仁（うめざき・ひとし）：ウメザキ製菓株式会社の創業家の3代目であり、同社の

代表取締役社長。SL 食品の長井社長とは大学時代からの親友でもある。

その他の関係者

根本 博光 (ねもと・ひろみつ)：投資ファンド Nemo パートナーズの代表。投資先企業に対する強気の姿勢で上場会社から恐れられている。

有田大五郎 (ありた・だいごろう)：“最後の総会屋”の異名をとる特殊株主。昔はかなり手荒な手法を用いていたが、時代の変化とともに、より目立ちにくい形で圧力を掛けて企業から利益を搾り取ろうと画策している。

中島陽太郎 (なかじま・ようたろう)：個人投資家で、20X1年から SL 食品の株式を200株 (2単元) 保有している。義侠心が強い反面、自分の利害にも敏感である。

吉村 健吾 (よしむら・けんご)：反社会的勢力のフロント企業である吉村企画の代表。

高木 健太 (たかぎ・けんた)：関の友人。関がヤスタピーナッツ株式を換金しようとした際に、譲渡の相手方になる予定であったが、会社の承認が得られなかった。

望月 麗子 (もちづき・れいこ)：中小企業への投資に特化したファンド「フルムーンキャピタル」の代表。ヤスタピーナッツの資金需要を満たすべく、茂文と粘り強く交渉を行う。

4 法令の構造と本書での表記

法律の学習をするうえで、まず身につけておきたいのは、常に最新の六法を手元に置いて、条文の番号 (条番号) が出てきた都度、その正確な規定内容を確認することである。本書は、わかりやすさを重視した解説を心がけているので、法規定の細かな内容には触れていない場合も多い。したがって、本書に書いてあることがルールのすべてだとは思わないで (誰も思っていないだろうが)、条文を確認してほしい。本書に登場する法令については、以下のような方針で表記することとする。

[1] 会社法とそれに関する省令

本書は、基本的に会社法と呼ばれる法分野の規律内容を説明するものであり、登場する条文も、「会社法」という法律 (平成17年法律第86号) のものが中心となる。そこで、スペースを省略するために、法令名なしに条番号だけ記したものは、すべて会社法 (令和5年法律第53号までの改正を反映したもの) の条文を指している。

ところで、法律というのは国会で審議されて決定されるというプロセスが必要であるところ、ルールの細かな内容については、状況の変化に迅速に対応するために速やかな改正が必要な場合があり、そのような細かな内容の変更についてまでいちいち国会審議を要求していたのでは対応しきれない可能性がある。そこで、法律の定めるべきルールのうちでも細目的な内容については、省令という行政機関レベルで決めてよいルール形式によって定められることがある。大枠は国会が法律の形で定めたいので、細かな部分は省令で決めておき、社会状況の変化に応じて後者を行政機関が機動的に変更する、という対応をとることができるようにしているのである。会社法の条文の中に「法務省令で定める」という文言がある場合には、法務大臣が定める省令が別にあって、それを参照する必要があることを意味しているのだが、この「法務省令」としては、「**会社法施行規則**」（平成18年法務省令第12号）、「**会社計算規則**」（平成18年法務省令第13号）および「**電子公告規則**」（平成18年法務省令第14号）と呼ばれるものがある。それぞれの規定の条番号を引用する際には、「**施則X条**」「**計則Y条**」「**公則Z条**」という略称を用いている。

[2] 会社法以外の法令の略称

本書では、要所で会社法以外の法律も登場する。**民法**（明治29年法律第89号）や**商法**（明治32年法律第48号）は名称が短いので略称を用いる必要はないが、頻繁に出てきて比較的長い名称のものについては、以下の略称を用いている。

商業登記法（昭和38年法律第125号）＝**商登法**

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）＝**振替法**

民事訴訟法（平成8年法律第109号）＝**民訴法**

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）＝**金商法**

5 フォローアップサイト

本書の記述は、2023年11月時点の情報に基づいている。その後に法令改正があった場合や、引用している判例教材が改訂された場合などには、記述が合致しないことになって不便が生じうる。また、筆者は本書を細心の注意を払って

執筆しているつもりではあるが、どうしても誤りを犯してしまう可能性もある。これらの改正・改訂による情報のアップデートや訂正情報等は、以下のウェブサイト参照してほしい。

日本評論社ウェブサイト 書籍情報ページ

<https://www.nippyo.co.jp/shop/book/9112.html>

no+e フナツ@やさしい会社法

https://note.com/funatsu_kaishaho/

※このサイトは本書出版時点のものであり、事情によりサイトやURLが変更になることがある。その場合の移転先等の情報については、上記日本評論社ウェブサイト書籍情報ページを参照。

日本評論社ウェブサイト
書籍情報ページ



no+e
フナツ@やさしい会社法

